



新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく 呉市新型コロナウイルス感染症対策本部の設置について

新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項の規定に基づく新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたことから、呉市新型インフルエンザ等対策行動計画に基づく「呉市新型コロナウイルス感染症対策本部」を、同法第34条第1項の規定に基づく「呉市新型コロナウイルス感染症対策本部」に改組しましたので、お知らせします。

1 本部の設置の場所及び期間

- (1) 設置の場所 呉市役所
- (2) 設置の期間 令和3年4月25日から新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言がされたときまで

2 本部の組織

- (1) 本部長 市長
- (2) 副本部長 副市長
- (3) 本部長 理事（兼）総務部長，危機管理監，企画部長（兼）復興総室長，財務部長，市民部長，文化スポーツ部長，福祉保健部長，福祉担当部長，子育て担当部長，福祉保健部参事，保健所長，環境部長，産業部長，観光港湾担当部長，農林水産担当部長，理事（兼）都市部長，土木部長，消防長，消防局副局長，上下水道事業管理者，上下水道局経営総務部長，上下水道局技術部長，教育長，教育部長

(参考)

- 令和2年4月 7日 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言がされたことに伴い、令和2年3月27日に設置した呉市新型インフルエンザ等対策行動計画に基づく「呉市新型コロナウイルス感染症対策本部」から、同法に基づく「呉市新型コロナウイルス感染症対策本部」に改組（本部長：市長）
- 令和2年5月25日 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態解除宣言がされたことに伴い、呉市新型インフルエンザ等対策行動計画に基づく「呉市新型コロナウイルス感染症対策本部」に改組（本部長：市長）
- 令和3年1月 7日 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言がされたことに伴い、同法に基づく「呉市新型コロナウイルス感染症対策本部」に改組（本部長：市長）
- 令和3年3月22日 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態解除宣言がされたことに伴い、呉市新型インフルエンザ等対策行動計画に基づく「呉市新型コロナウイルス感染症対策本部」に改組（本部長：市長）